

脅迫状の筆跡「別人」

狭山事件再審請求 新鑑定を高裁提出

埼玉県狭山市で一九六三年に女子高校生「当時(ひび)が殺害された狭山事件で無期懲役が確定し、服役後に仮釈放された石川一雄さん(七九)の第三次再審請求で、弁護団が、高校生宅に届いた脅迫状の筆跡は石川さんのものと異なるとする新たな鑑定結果を東京高裁に提出したが、弁護団への取材で分かった。提出は十五日。

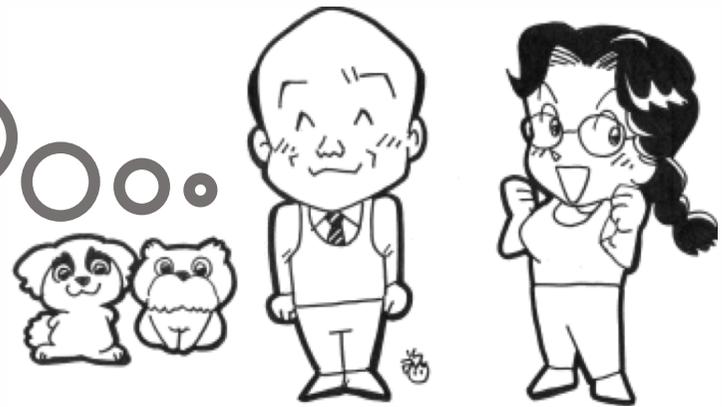
高裁の確定判決では、逮捕の二日前に石川さんが警

察に出した上申書の筆跡と、身代金を要求する脅迫状の筆跡が一致するとして検察側提出の鑑定結果が有罪の根拠の一つとされた。

弁護団は、コンピュータを使った筆跡鑑定を研究する東海大の福江潔也教授に鑑定を依頼。脅迫状と、石川さんが書いた上申書から「い」「た」「つ」「た」の四文字を抜き出して比較したところ、99・9%の確率で別人のものだとの結果が出たという。

事件は六三年五月一日、下校途中に高校一年の女子生徒が行方不明となり、三日後に遺体で発見された。埼玉県警は強盗殺人などの疑いで、現場近くに住む石

川さんを逮捕。七七年に無期懲役が確定し、九四年に仮釈放された。再審請求はこれまで二回退けられ、二〇〇六年五月に第三次請求をした。



確定判決は完全に崩れ落ちています。一刻も早く事実調べを！今度こそ再審開始を！

埼玉新聞(16年8月30日)

「被害者の万年筆でない」

狭山事件 弁護団が意見書

狭山市で一九六三年に女子高校生が殺害された狭山事件の第三次再審請求で、石川一雄さん(七九)無期懲役確定、仮釈放の弁護団は20日、石川さんの自宅で見つけた万年筆が「被害者のものではない」と改めて主張する意見書を、専門家の鑑定書とともに東京高裁に提出したと明らかにした。

弁護団によると、確定判決の石川さんの供述通りに万年筆が見つかったことなどを「秘密の暴露」と認定し、有罪の根拠の一つとしていた。

弁護団は第一、二次再審請求でも万年筆が被害者のものではないと主張。裁判所はインクについて被害者が使っていたものと違っていると認めたが一

たものと違っていると認めたが一のインクを補充した可能性がある」と退けていた。

今回提出した専門家の鑑定書では、万年筆に別のインクを補充した場合、元のインクが微量でも残っているはずなのに、警察の事件当時の鑑定では検出されていないと指摘している。

狭山事件の事実調べと東京高検への全証拠開示勧告を強く求めます。

「下山鑑定」は、石川一雄さん宅から発見された万年筆が被害者のものではないことを科学的に明らかにした重大な新証拠です。

私は、嘘の自白誘導と証拠のねつ造ではないかとの疑念を拭いきれません。

万年筆のインクは、被害者が事件直前まで使っていたインクと色が違います。判決では補充された可能性を推論していますが、インクが混じった痕跡はありません。発見万年筆はねつ造です。

下山鑑定人の尋問をおこなって下さい。

私は強く訴えます。

[取扱団体] 狭山東京実行委員会

☆東京高裁・後藤眞理子裁判長に要請ハガキを送ろう☆

- 証拠開示を拒む検察官に対して「証拠開示勧告」を！
- 証人・鑑定人尋問・現場検証などの事実調べを即刻行え！

宛先は 〒100-8933 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-4
東京高等裁判所第4刑事部 裁判長 後藤眞理子 様

狭山東京実行委員会

〒111-0024 台東区今戸 2-8-5
部落解放同盟東京都連合会事務所内
TEL 03-3874-7311
FAX 03-3874-7313